

エコマーク事業に関する事業実施要領、 ガイドラインおよび規程集

20202022年94月

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

目 次

1. エコマーク事業実施要領	・・・	1
2. エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する 諸ガイドラインおよび規程	・・・	7
ガイドライン		
I. 商品類型の選定		
I-1. 商品類型選定の方針	・・・	8
I-2. 商品類型選定の手順	・・・	10
II. 認定基準の策定		
II-1. 認定基準策定の方針	・・・	12
II-2. 認定基準策定の手順	・・・	14
II-3. 認定基準書の記述範囲とその様式	・・・	16
III. 商品類型の見直し		
III-1. 商品類型見直しの方針	・・・	20
III-2. 商品類型見直しおよび認定基準書の <u>軽微部分的</u> な改定の手順	・・・	2
1		
規 程		
I. 企画戦略委員会規程	・・・	22
II. 基準審議委員会規程	・・・	23
III. 商品分野別基準策定委員会規程	・・・	24
3. エコマーク商品認定審査に関するガイドラインおよび規程		
ガイドライン		
I. 商品認定審査手順書	・・・	27
規 程		
I. 審査委員会規程	・・・	29
4. 委員会資料等の公開に関する取り決め	・・・	30

1. エコマーク事業実施要領

2018年4月
公益財団法人日本環境協会

第1章 総則

1. エコマーク事業の目的

エコマーク事業は、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の低減など、環境保全に役立つと認められる商品(製品およびサービス。以下同じ)に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、持続可能な社会の形成に向けて消費者ならびに事業者の行動を誘導していくことを目的とします。

2. エコマークの対象となる商品の基本的な要件

2-1. エコマークの対象となる商品は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するものとします。

- ①その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
- ②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

2-2. エコマークを付けることができる商品(以下「エコマーク商品」という。)は、国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品で、エコマークが対象とする商品の類型(以下「商品類型」という。)に該当し、かつ、第3章の手続きにより認定を受けたものに限られます。

3. エコマーク事業の運営体制

3-1. エコマーク事業は公益財団法人日本環境協会が実施し、その事務は同協会のエコマーク事務局(以下「事務局」という。)が担当します。

3-2. エコマーク事業の適正な運営を図るため、公益財団法人日本環境協会に諮問機関として、「運営委員会」、「企画戦略委員会」、「基準審議委員会」および「審査委員会」を置きます。また、基準案策定のための「商品分野別基準策定委員会(以下「基準策定委員会」という。)」をその都度設けます。

その他、エコマークに関する各界の意見を広く聴取する場として、各界の有識者によって構成されるエコマーク懇談会などを開催します。



図 エコマーク事業の運営体制

- ①運営委員会は事業者関係団体、消費者関係団体、環境保全に関する学識者および関係行政機関などの各界の有識者によって構成され、エコマーク事業の予算、事業計画、事業実施要領の制定・見直し、各委員会のガイドラインおよび規程などの制定・見直し、その他エコマーク事業の運営に関する事項を審議します。
- ②企画戦略委員会は環境保全、環境教育、環境経済、グリーン購入などに関する学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者、事務局によって構成され、第2章で定める商品類型の選定および見直しに関する事項を審議します。また、エコマークの普及・促進戦略の立案などを行います。
- ③基準審議委員会は環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性などに関する学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者によって構成され、第2章で定める認定基準の策定にあたり、専門的見地から認定基準案を精査・検証します。
- ④基準策定委員会は、選定された商品類型に関する事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者によって構成され、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定します。
- ⑤審査委員会は、環境負荷の評価・低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者によって構成され、エコマーク商品の認定に関する審議を行います。

第2章 エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定

4. エコマーク商品類型の選定

4-1. エコマークの対象とする商品類型は、次の手続きにより選定されます。

- ①商品類型の提案については、事務局の提案によるほか、受付期間を定めてホームページなどで供給者、消費者または第三者から広く提案を募集します。
- ②上記の提案について、企画戦略委員会は情報収集や必要に応じて調査や関係者へのヒアリングなどを行います。
- ③企画戦略委員会は上記①の提案を考慮し、新たな商品類型を選定します。
- ④新たに選定された商品類型はエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

4-2. 4-1.のほか前項のほか、商品類型の選定に係る審議の手順および方針について必要な事項を、企画戦略委員会または事務局の発議にもとづき、商品類型の選定に係る審議の

~~手順および方針について、必要な事項を~~運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

5. 認定基準の策定

5-1. 新たに選定された商品類型の認定基準は、次の手続きにより策定します。

- ①選定された商品類型に関する専門家や有識者からなる基準策定委員会を設置します。
- ②基準策定委員会は、認定基準案を策定します。策定にあたっては、「商品ライフステージ環境評価項目選定表」(表1)を活用し、商品のライフサイクル全体にわたる環境への負荷を考慮した上で、その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生じる環境への負荷を低減できるレベルの基準となるよう、商品類型の目的を達成するために優先度の高い項目を絞り込んで、定量的な認定基準案を策定します。また、より多くの消費者、事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて誘導できる認定基準案を策定します。ISO14024「タイプI環境ラベル」の原則に従い、環境的側面に重点をおいて基準項目を設定しますが、その商品類型に関連が深く、取り組むことが望ましい社会的側面についても基準項目に含めるものとします。なお、これらの基準項目の設定にあたっては経済的側面、例えば循環経済への貢献を念頭に置くものとします。
- ③基準審議委員会は、策定された認定基準案を専門的見地から精査・検証します。
- ④基準審議委員会の審議を経て、認定基準案は、エコマークニュースおよびホームページなどで公表され、30日間、一般からの意見や提案が受け付けられます。
- ⑤基準策定委員会は一般からの意見や提案を考慮し、認定基準案を再度審議します。
- ⑥基準策定委員会の審議結果にもとづき、公益財団法人日本環境協会は認定基準を制定します。
- ⑦新たに制定された認定基準は、その背景となる情報などを添えてエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

表1 商品ライフステージ環境評価項目選定表

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A. 資源採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用消費	E. リサイクル	F. 廃棄
1 省資源と資源循環						
2 地球温暖化の防止						
3 有害物質の制限とコントロール						
4 生物多様性の保全						

5-2. ~~5-1. のほか前項のほか、認定基準の策定に係る審議の手順および方針について必要な事項を~~、企画戦略委員会、基準審議委員会、基準策定委員会または事務局の発議にもとづき、認定基準の策定に係る審議の手順および方針について必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

6. 商品類型および認定基準の見直し

- 6-1. 企画戦略委員会は、市場動向や技術発展などを考慮し、有効期限のおよそ2年前に認定基準を見直し、認定基準の全面的な改定、商品類型の終了、もしくは有効期限の延長について審議・承認します。
- 6-2. 認定基準の全面的な改定手続きは、5. に準じて行い、基準策定委員会および基準審議委員会の審議結果にもとづき、公益財団法人日本環境協会が認定基準の改定を行います。
- 6-3. 前6-1.、6-2.のほか、商品類型および認定基準の見直しに係る審議の手順および方針について必要な事項を、企画戦略委員会または事務局の発議にもとづき、商品類型および認定基準の見直しに係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

第3章 エコマーク商品の認定

7. エコマーク商品の認定要件

次の要件を満たし、8. に定める必要な手続きを経た商品をエコマーク商品として認定します。

- ①その商品が、該当する商品類型に定められた認定基準を満たしていること
 - ②申込者およびその商品の製造事業者(申込者がその商品の製造事業者でない場合は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していること
 - ③品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していること
- ただし、上記要件を満たした商品であっても、審査委員会が環境保全上問題があると判断した場合は、認定しないことがあります。

8. エコマーク商品の認定手続き

- 8-1. 個別商品のエコマーク認定手続きは、以下の手続きを経て行うこととします。
- ①日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者は、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。また、日本国内で販売・使用される商品の発注者は、特別仕様品であって発注者自ら使用または無償で配布する場合に限り、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。申込みにあたっては、別に定める「エコマーク商品認定申込要領」に従うこととします。
 - ②事務局は、エコマーク商品の認定申込受付に際し、必要に応じて認定申込者に第三者機関による検査の実施およびその証明書の提出等を求めることができます。
 - ③審査委員会は、申込みがあった商品について、7. の認定要件に関する審査を行い、その審査・承認にもとづいて、公益財団法人日本環境協会がエコマーク商品として認定します。

8-2. ~~8-1.のほか前項のほか、認定に関わる審議の手順および方針について必要な事項を、~~
審査委員会または事務局の発議にもとづき、~~認定に関わる審議の手順および方針につ~~
~~いて、必要な事項を~~運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

9. エコマーク商品認定の有効期間

商品認定審査により、認定を受けた商品の認定の有効期間は、当該商品の認定基準書が認定を受けている認定基準書 (Version 番号の整数値が同一のものに限る)に記載されている「有効期限」の日までとします。したがって、その後有効期限までの間に、いくつかの改定認定基準書の部分的な改定が行われた場合に(Version 番号の小数点以下が繰り上げ)も、当該商品が審査時の認定要件を満たしている限りその認定は有効となります。また、認定基準書の有効期限が、手順に則って延長された場合には、その延長された有効期限の日まで認定は有効となります。

第4章 エコマークの使用

10. エコマークの使用契約

エコマーク商品の認定を受け、エコマークを使用するにあたっては、認定取得者は公益財団法人日本環境協会と使用契約を締結します。

11. エコマーク使用規定

エコマークの使用にあたっては、別に定める「エコマーク使用規定」を遵守するものとします。

12. エコマークの商標権、他

「エコマーク」の商標権は公益財団法人日本環境協会が保有しています。同協会は、エコマークが不正に使用された場合には、エコマーク使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができます。また、エコマーク商品の認定後、認定要件に対し適合が維持されていない場合には、同協会は適切な是正措置を求めるとともに、場合によっては認定の一時停止または取消を行うことがあります。

附則

本事業実施要領の改定は、運営委員会の決議を経るものとします。

1989年 2月 1日制定施行

1994年 4月 1日改定施行

1996年 3月 1日改定施行
1997年 1月 22日改定施行
1998年 9月 8日改定施行
1999年 5月 1日改定施行
2000年 7月 1日改定施行
2005年 4月 1日改定施行
2007年 9月 25日改定施行
2010年 4月 1日改定施行
2011年 4月 1日改定施行
2012年 4月 1日改定施行 (料金制度等の一部見直しにともなう改定)
2013年 4月 1日改定施行 (公益財団法人設立)
2018年 4月 1日改定施行 (5-1. ②項の改定)
2022年 4月 1日改定施行 ()

2. エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する 諸ガイドラインおよび規程

2020年9月
公益財団法人日本環境協会

[本ガイドラインなどの目的]

本ガイドラインなどは、透明で公正な制度運営のため、エコマーク商品類型・認定基準の制改定等における各委員会の所掌事項について、そのガイドラインと手続き・規程を定めるものである。

全般に、ガイドラインなどの内容は、これまでエコマーク事業において実施してきた手順に加え、ISOタイプI環境ラベル規格（ISO14024、一致規格JIS Q14024）、ISO14020（一致規格JIS Q14020）の要求事項や「世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定」（WTO/TBT協定）などの必要事項を補足して、全体として文書化したものである。

この諸ガイドラインおよび規程を改廃する場合は、企画戦略委員会、基準審議委員会、商品分野別基準策定委員会（以下、「基準策定委員会」という）、またはエコマーク事務局の発議に基づき、運営委員会において委員の過半数の同意を得て議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

目 次

ガイドライン

I.商品類型の選定	
I-1.商品類型選定の方針	・・・ 8
I-2.商品類型選定の手順	・・・ 10
II.認定基準の策定	
II-1.認定基準策定の方針	・・・ 12
II-2.認定基準策定の手順	・・・ 14
II-3.認定基準書の記述範囲とその様式	・・・ 16
III.商品類型の見直し	
III-1.商品類型見直しの方針	・・・ 20
III-2.商品類型見直しおよび認定基準書の <u>軽微部分的</u> な改定の手順	・・・

21

規 程

I.企画戦略委員会規程	・・・ 22
II.基準審議委員会規程	・・・ 23

ガイドライン

I. 商品類型の選定

I -1.商品類型選定の方針

企画戦略委員会による、新規類型の選定に際しては、以下の方針に基づくものとする。

1. 商品類型選定のための方針

採り上げる商品類型は、次に掲げる方針に照らして総合的に評価し、選定する。

- 1) エコマークとして認定基準を設定することで、社会に大きな影響を与えることができること
- 2) 認定商品を選択・利用することにより、環境への負荷を大幅に低減できること
- 3) 認定基準を策定することにより、より多くの事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること
- 4) 認定商品を普及することにより、より多くの消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること

2. 商品類型選定のために考慮すべき事項

新規類型の選定には、以下の事項を考慮することが望ましい。

- 1) 商品のライフサイクル（資源採取、製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄）全体としての環境負荷低減効果の有無
- 2) 科学的方法に基づき客観的な認定基準設定が可能か
注）ISO14020「原則3」の4.4.2項に準拠する
- 3) 選定する商品類型について、改善すべき主な環境評価項目が明確になっていること
- 4) 市場規模、マーケットシェアと普及促進の可能性、その商品分野の特性など
- 5) 商品類型選定に対する事業者・消費者の要望
- 6) 既存商品類型での対応の可能性
- 7) 次の①～③のいずれにも該当することにより、環境倫理面において適切であること
 - ①使い捨て商品（耐久性のある商品が存在する商品分野において、繰り返し使用ができない商品）など、環境面から不必要な消費をもたらす商品でないこと
 - ②環境問題をより本質的に解決もしくは悪化を防止することを目指す商品であること
 - ③その他、消費者がエコマークの意義を理解する際に、混乱を招かない商品であること
- 8) 選定する商品類型に関連が深く、取り組むことが望ましい社会的側面（経済的側面を含む）の有無

3. 商品類型（適用範囲）の考え方

- 1) 商品類型は、できるだけ機能（パフォーマンス）別に設定すること
- 2) 商品類型で採り上げる適用範囲は、基準の目的・コンセプトが変わらない範囲で設定すること

注1) 本項は、ISO14024 [3.3製品機能特性の選定] の規定に基づく

機能別の例: 「紙製品」 → 「情報用紙」、「印刷用紙」、「包装用の用紙」など

注2) 適用範囲の例: 「芳香族炭化水素類を含まない塗料」 → 「塗料」、
「オフセット印刷インキ」 → 「印刷インキ」など

※ 日本標準商品分類の中分類を目安とする。

ガイドライン

I. 商品類型の選定

I -2.商品類型選定の手順

1. 商品類型の選定

企画戦略委員会は、「I-1.商品類型選定の方針」に合致する新たな商品類型を検討し、選定する。

2. 商品類型提案の募集

エコマーク商品類型の提案は、次の2通りとする。

A. 事務局の提案

B. 供給者、消費者または第三者*からの提案

* 供給者、消費者、第三者の用語は、それぞれISO14024第3.7項の"supplier(first party)",

"purchaser(second party)", "third party"の区分に基づく。

- 1) 新しいエコマーク商品類型の提案（以下、新規類型提案）は、供給者、消費者 またはおよびその他の 第三者から募集する。
- 2) 事務局は、年に1回以上、新規類型提案の受付期間を定めて、ホームページなどで提案の募集を行う。

3. 商品類型の選定手順

類型選定の手順は、基本的にISO14024の第6章「6.3製品カテゴリーの選定」の手続きに従う。

新規商品類型の選定は、企画戦略委員会が事務局の提案、および供給者、消費者または第三者から受け付けた新規類型提案を考慮しつつ、「I-1.商品類型選定の方針」の考え方に沿って、以下の手続きにより行う。

1) 企画戦略委員会による検討

企画戦略委員会は、重視すべき環境問題、消費トレンドなどの社会動向を踏まえ、新たな商品類型化の候補を検討する。

2) 企画戦略委員会による情報収集

企画戦略委員会は、提案を受けた内容について情報収集や必要に応じて提案者へのヒアリングを行う。

3) 意見聴取会の開催

企画戦略委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は企画戦略委員会委員とし、意見発表者は、意見提出者のうち直接意見を聞く必要があると判断された者、その他企画戦略委員会で指定した者とする。

4) 企画戦略委員会による選定

企画戦略委員会は、1)～3)の手続きを経て、基準策定委員会の設置を検討する商品類型化候補の絞り込みを行う。基準策定委員会の設置が可能となった時点で、新たな商品類型として選定・公表する。

5) 選定結果の公表・通知

企画戦略委員会の選定結果に基づいて、以下の通り発表する。

①新規商品類型として選定するもの

- ・ 商品類型名および選定理由の概要をエコマークホームページに公表する。
- ・ 事務局より、提案者に選定された旨の通知をする。
- ・ 選定された商品類型は、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、少なくとも6か月に一度、作業計画として、ホームページに和文と英文の両方で公表する。IEC情報センターへの作業計画の存在の通報は、~~（一財）~~一般財団法人日本規格協会を通じて行う。
- ・ その後、「II-2認定基準策定の手順」に従い、認定基準策定の手続きに入る。

②新規商品類型として選定しないもの

- ・ 事務局より、提案者へ不選定の旨を通知する。

ガイドライン

II. 認定基準の策定

II-1. 認定基準策定の方針

認定基準の策定は、以下の方針に基づいて行うものとする。

1. 認定基準策定の考え方

認定基準書の策定にあたっては、ISO14024の〔6.4製品環境基準の選定及び策定〕および〔6.5製品機能特性の制定〕の手続きに従い、〔原則5.2～5.8、5.10、5.12、5.14および5.17〕を満たすものとする。

なお、認定基準策定にあたっては、次の1)～3)に基づく。

- 1) エコマーク事業実施要領 表1「商品ライフステージ環境評価項目選定表」を活用し、商品ライフサイクルの全体にわたる環境負荷を考慮に入れ、その商品の資源採取、製造、流通、使用消費、リサイクル、廃棄による環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減できるレベルに認定基準を策定する。なお、環境負荷のトレードオフも考慮することとする。
- 2) 複数の認定基準項目候補案の中から、その商品タイプの目的を達成するために優先度が高い基準項目を絞りこんで選定する。
- 3) より多くの事業者、消費者の行動を持続可能な社会の形成に向け転換・誘導できる認定基準を策定する。

2. 認定基準策定における特定注意事項

- 1) 認定基準策定の検討範囲は、以下①～③の通りとする。
 - ①ISO14024「タイプI環境ラベル」の定義に従い、原則として環境負荷低減に資する項目に重点をおいて基準項目を設定する。
 - ②該当する商品類型に関連が深く、取り組むことが望ましい社会的側面についても基準項目に含めて検討する。なお、これらの基準項目の設定にあたっては経済的側面、例えば循環経済への貢献を念頭に置く。
 - ③品質基準については、商品類型ごとに必要に応じて設定する。
- 2) 認定基準で要求する試験等については、参画機会を最大にするために、試験費や期間等が申請者にとって妥当かどうか考慮する。
- 3) 客観的な審査を実施するために、できる限り、定量的評価が行える基準を設定することとし、定性的（報告）基準は極力設けない。
- 4) 申請者が当然遵守すべき国内法規等に関する基準を極力設けない。
- 5) 認定基準として選定されなかった項目の中で配慮が望ましい項目や次回の見直しにあたって考慮されるべき項目については、「配慮事項」として設定することができる。
- 6) 表1「商品ライフステージ環境評価項目選定表」は、商品分野の特性に応じて変更することができる。

3. 認定基準の有効期限

認定基準の有効期限については、原則5年間とし、最大7年間まで設定できることとする。なお、Ⅲ-1. 1. 3) に定めるとおり、有効期限を延長することもできる。また、諸般の事情がある場合、企画戦略委員会の承認を経て、必要に応じて有効期限を延長することができる。

表1 「商品ライフステージ環境評価項目選定表」

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A. 資源採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用消費	E. リサイクル	F. 廃棄
1 省資源と資源循環						
2 地球温暖化の防止						
3 有害物質の制限とコントロール						
4 生物多様性の保全						

ガイドライン

Ⅱ. 認定基準の策定

Ⅱ-2. 認定基準策定の手順

1. 基準策定委員会の設置

「Ⅰ-2. 商品類型選定の手順」により選定された新規商品類型、および「Ⅲ-1. 商品類型見直しの方針」に従い「全面的な改定」が必要と判断された商品類型について、商品分野ごとに基準策定委員会を設置する。なお、予め基準審議委員会の承認を得ることにより、基準策定委員会の設置に代えて、事務局が認定基準案の策定を行えるものとする。

2. 委員選定手順

- 1) 以下の手順に従って、事務局で基準策定委員会委員候補者リストをまとめる。
 - ホームページなどで幅広く企業・団体からの委員の推薦の募集を行う。
 - 事業者関係団体、消費者関係団体（消費者団体、環境NGOなど）からの推薦、紹介を得る。
 - 中立機関の専門家や有識者（大学の先生、研究者など）などを事務局が推薦する。
- 2) 公益財団法人日本環境協会理事長は、上記1)の候補者リストをもとに、基準策定委員会の運営に必要な人選を行って委嘱する。委員は商品類型に関する供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者のなかから、3名以上をもって構成しなければならない。認定基準案作成にかかわる委員名は、非公表とする。

3. 認定基準案の策定

認定基準案は、「Ⅱ-1. 認定基準策定の方針」に従って基準策定委員会で策定する。

- 1) 事務局は、新規商品類型の認定基準案策定に先立ち、基準案策定の方向性や重視すべき環境評価項目などについて、ホームページなどでの意見募集や、消費者関係団体等からの意見聴取を行う。
- 2) 基準策定委員会は認定基準案の策定にあたって、上記1)の結果に十分配慮するものとする。
- 3) 基準審議委員会の承認を得て事務局が認定基準案を策定する場合、事務局は、関係者へのヒアリングや調査等を通じて、幅広く意見や情報を収集する。

4. 認定基準案の公表・意見受付手順

4.1 認定基準案公表に関する手順

- 1) 基準策定委員会は、策定した認定基準案を基準審議委員会に諮問する。
- 2) 基準審議委員会は、認定基準案を専門的見地から審議する。認定基準案は、基準審議委員会の審議を経て公表する。このとき、基準審議委員会は基準策定委員会に認定基準案の再検討を求めることができる。
- 3) 当該認定基準案の策定にあたった基準策定委員は基準審議委員会に出席し、認定基準案について意見を述べるができるものとする。
- 4) 2)で認定基準案の再検討が求められた場合、当該認定基準案は基準策定委員会

の再検討を経て公表する。

- 5) 基準審議委員会の承認を得て事務局が認定基準案を策定する場合も、上記1)～4)の手順に準じる。

4.2 事務局による認定基準案の公表

- 1) 基準審議委員会および基準策定委員会の審議結果に基づき、事務局が認定基準案をエコマークホームページに和文と英文の両方で公表する。
- 2) 「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、上記1)の公表日までに、商品類型名、認定基準案の概要、意見の受付期間および国際規格との差異をホームページに和文と英文の両方で公表する。

4.3 意見受付

- 1) 上記4.2 1)の認定基準案の公表に対し、表示期限内（30日間を確保する）の意見提出を、電子メール、郵送またはFAXなどの文書により受け付ける。

意見提出に際しては、以下の所要事項を記入したもののみを受け付ける。また、意見は日本語によるものとする。

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ FAX
- ・ 電子メールアドレス
- ・ 職業
- ・ 意見を述べるエコマーク商品類型名
- ・ 上記認定基準案への意見

- 2) 上記4.2 2)の認定基準案の公表に対し、WTO加盟国からの意見を受け付ける（60日間を確保する）。

5. 意見による公表案の修正

- 1) 寄せられた意見をもとに当該認定基準案の策定にあたった基準策定委員会と事務局で認定基準書修正案および意見回答書案を作成する。
- 2) 基準策定委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は基準策定委員会委員とし、意見発表者は、意見提出者のうち直接意見を聞く必要があると判断された者、その他基準策定委員会で指定した者とする。

6. 認定基準書の制定

- 1) 基準策定委員会の審議を経て、公益財団法人日本環境協会が認定基準書を制定する。ただし、公表案から認定基準の大幅な変更があった場合には、基準審議委員会の再審議を経るものとする。
- 2) 事務局による認定基準書の制定に関する公表などは、以下のとおりとする。
 1. エコマークニュースおよびホームページに新しい商品類型認定基準書の制定を公表する。制定した認定基準書は、ホームページに和文と英文の両方で公表する。
 2. 基準策定委員会の審議結果に従って、ホームページ上で意見概要およびその回

答書を公表する(意見者の氏名などは非公表)。

3. 制定した認定基準書は、「世界貿易機関 (WTO) 」の「貿易上の技術的障害 (TB T) に関する協定」に従い、少なくとも6か月に一度、作業計画として、ホームページに和文と英文の両方で公表する。IEC情報センターへの作業計画の存在の通報は、~~(一財)~~一般財団法人日本規格協会を通じて行う。

ガイドライン

II. 認定基準の策定

II-3. 認定基準書の記述範囲とその様式

1) 認定基準書の様式

以下の「認定基準書フォーマットの目次」に従う。

2) 認定基準書に記載される各項目の内容

別紙「認定基準書フォーマットにおける各項目の記載内容」に従う。

[認定基準書フォーマットの目次]

○認定基準

認定基準書ごとに表紙を付す。表紙には以下の内容を記載する。

- ・商品類型番号 ・商品類型名 ・対象商品の一覧
- ・制定日および最新の改定日 ・有効期限
- ・制定者名（公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局）

商品類型番号、商品類型名

制定者名（公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局）

1. 認定基準制定の目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
4. 認定の基準と証明方法
 - 4-1. 環境に関する基準と証明方法
 - 4-2. 品質に関する基準と証明方法
5. 商品区分、表示など
制定日
（改定日、改定の箇所およびVersion番号）
有効期限
6. 認定基準に定める別表、別紙など
7. 付属証明書

○解説

解説 を先頭ページ左上に付す

各項目の補足説明事項（必要な項目のみ）

1. 商品類型設定の背景
2. 適用範囲、用語の定義の補足説明（必要な項目のみ）
3. 認定の基準策定の経緯
4. その他の補足説明（必要な項目のみ）

別紙 [認定基準書フォーマットにおける各項目の記載内容]

○認定基準

商品類型番号

制定年制定年月日順に101から設定する。

また、同一の商品類型番号の下で制定された基準の版に従い、Version番号を付す (Version番号は整数値と小数点以下で構成され、初版を1.0とする)。以降、認定基準の全面的な改定によって制定された新認定基準のVersion番号は、旧認定基準のVersion番号の整数値を繰り上げる。認定基準の部分的な改定を実施した場合は、小数点以下を繰り上げる。

商品類型名

その商品類型の対象商品を総括する名称が望ましい。商品類型名の末尾には該当するVersion番号を付す。

制定者名

エコマーク事業実施要領に基づき、エコマーク事業実施主体である「公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局」を制定者名とする。商品類型の認定基準書には、商品類型名の下段、右隅に制定者名を明記する。

1. 認定基準制定の目的

当該商品類型の目的、認定基準が目指す環境改善などについて記す。

2. 適用範囲

当該商品類型の扱う商品の範囲を明記する。

3. 用語の定義

当該商品類型で使用する用語の定義を明記する。

4. 認定の基準

以下の2項目から成る。

4-1.環境に関する基準と証明方法

当該商品類型の対象となる商品について、エコマーク商品として認定するための環境的側面にかかる基準と、基準への適合の証明方法を規定する。

環境に関する基準としては、以下のものがある。

- 1) 法規などの遵守
- 2) 絶対基準 (○か×か。例：禁忌品を含まない、など)
- 3) 数値基準 (数値により○か×か。例：含有量の制限)
- 4) 定性的基準 (数値を提出し、場合により×もある。例：過剰な使用のないこと)
- 5) 報告基準(単に報告を求めるのみで、報告内容の判断は行わない。
例:包装状態、蛍光増白剤使用量、エネルギー使用量など)

基準への適合の証明方法

ISO14024「5.10適合及び検証」に述べられている適合評価の方法の優先順位に従う。

- 1) ISOおよびIEC規格
- 2) その他の国際的に認められている規格
- 3) 地域および国家の規格
- 4) 優良試験機関に受け入れられている原則に従った繰り返し実施可能で、且つ、再現性のあるその他の手法
- 5) 製造事業者の証拠資料

証明書の種類には以下のものがある。

- 1) 第三者機関による証明
- 2) 製造事業者の証拠資料（回収システムを有すること、商品廃棄時に材料ごとに分離可能であること、など）
- 3) 申込者の証拠資料

※第三者機関による証明とは、公的試験機関または試験能力を有すると認められる機関（自社および関連会社の機関を除く）の発行する証明書を指す。

4-2.品質に関する基準と証明方法

当該商品類型の対象となる商品について、エコマーク商品として認定するための製品機能特性にかかる基準と、基準への適合の証明方法を規定する。

本項において採用する基準は、原則として公益財団法人日本環境協会が独自に定めるのではなく、既に存在する品質規格などを引用する。品質に関する基準は、環境保全上問題のないものであることを確認する。

既存の品質規格のない商品は、必要に応じて製造事業者の証拠書類等を提出することとし、これには自社試験結果を含む。

ISO、IEC、国などが制定する品質規格以外の品質規格は、試験機関間、地域間の不公正を生む可能性があるため、認定基準案作成時にどの品質規格を適用するか検討する。

基準への適合の証明方法

上記4-1.に同じ

5. 商品区分、表示など

商品区分（申込単位）は、同一申込とすることのできる商品の範囲を指す。一般的には「商品ブランド名」ごとに、それぞれ一商品として扱われる。

~~マーク下段の表示および環境情報表示については、当該商品類型の環境保全上の情報・効果を表す文字を規定する。~~

制定日（改定日）

制定日は、制定を公表するエコマークニュースの発行日またはエコマークホームページでの公表日から30日以内の日を指定する。改定日もこれに準じる。

有効期限

本商品類型の認定基準書は必要に応じて認定基準書の改定または商品類型の廃止を行うものとする。

6. 認定基準に定める別表、別紙など

7. 付属証明書

認定の基準に従って、適合内容を証明するための様式集。以下の2種類の様式で構成する。

- ① 申込者が認定の基準への適合を示すために、エコマーク商品認定審査において事務局に提出する証明書（原則として提出義務を課すものである。ただし必要な事項が確認できる場合、申込者が別途作成した証明書に代えることができる。）
- ② 申込者などの発行する証明書式に関する記入例

なお、付属証明書等の管理は事務局が行うものとし、認定基準の見直しや部分的な改定が行われた場合、速やかに最新の様式に更新する。

○解説

解説は、基準策定委員会において議論された内容を公開し、透明性を確保するために記述するもので、以下に述べる補足説明事項などで構成する。

- ・ 環境的背景（当該商品類型の設定目的、当該商品類型と環境との関わりなど）
- ・ 対象商品の範囲、用語の定義などについての補足説明（必要な場合）
- ・ 認定基準として選定された各項目の策定経過およびその根拠の要約
- ・ その他、認定基準にかかる補足的説明

ガイドライン

Ⅲ. 商品類型の見直し

Ⅲ-1. 商品類型見直しの方針

1. 商品類型見直しの考え方

有効期限のおよそ2年前を迎える商品類型については、以下の1)～3)のとおり、全面的な改定か、現行の有効期限をもって終了か、有効期限の延長のいずれを行うべきかを判断する。

1) 以下に該当すると判断される商品類型は、全面的な改定を行う。

- ①基準値の引き上げなど基準内容のレベルを上げることにより、持続可能な社会への貢献が大きい。
- ②科学的知見の向上、社会的情勢の変化により、解決すべき新たな環境問題が発生したため、既存の商品類型にはなかった基準を盛り込む必要がある。
- ③商品類型を設定する目的、コンセプトを大幅に見直す必要がある。
- ④供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者などからの大幅な改定のニーズがある。

2) 以下に該当すると判断される商品類型は、現行の有効期限をもって終了とする。

- ①関係者の指摘などにより、基準設定が不相当と判断された。
- ②エコマークで商品類型の対象とする意義がなくなった。

3) 現行の認定基準を維持してさらなる普及、推進を図っていく必要があると判断される商品類型は、有効期限の延長を行う。この有効期限の延長は最大5年まで行うことができるものとする。なお、再延長を妨げない。

ガイドライン

Ⅲ. 商品類型の見直し

Ⅲ-2. 商品類型見直しおよび認定基準書の~~軽微部分的~~な改定の手順

1. 商品類型見直しの手順

商品類型の見直しは、以下の手順による。

- 1) 有効期限のおよそ2年前を迎えた商品類型は、ホームページなどで、見直しについて幅広く意見を募集する。
- 2) 上記1)で寄せられた意見を踏まえ、企画戦略委員会において、商品類型の全面的な改定、現行の有効期限をもって終了、または有効期限の延長について審議、承認を得る。
- 3) 当該商品類型名および2)の見直しの概要をエコマークホームページ上に公表する。「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、少なくとも6か月に一度、作業計画として、ホームページに和文と英文の両方で公表する。IEC情報センターへの作業計画の存在の通報は、~~一般財~~団法人日本規格協会を通じて行う。
- 4) 全面的な改定を行う商品類型については、基準書改定のための手続きに入る。改定手続きは、「Ⅱ-2.認定基準策定の手順」に準じて行う。改定にあたって、基準策定委員会は上記1)で寄せられた意見を十分に考慮する。

2. 認定基準書の~~軽微部分的~~な改定

認定基準書の~~軽微かつ部分的~~な見直しが必要となった場合には、1.によらず、以下の手順に従って改定を進めることができる。

- 1) 事務局は、当該認定基準の策定にあたった基準策定委員会メンバーや利害関係者などの意見を聞いたうえで、改定基準案を作成する。
- 2) 改定基準案を基準審議委員会で審議する。
- 3) 基準審議委員会の審議結果に基づき、公益財団法人日本環境協会が認定基準書を改定し、当該商品類型名および1)の改定の概要をエコマークホームページに公表する。改定した認定基準書は、ホームページに和文と英文の両方で公表する。

規 程

I.企画戦略委員会規程

企画戦略委員会の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

(所掌事務)

第1条 企画戦略委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)エコマークの普及・促進戦略の立案
- (2)エコマーク商品類型の選定・見直し・廃止
- (3)その他付随する事項

(構成および委員の委嘱)

第2条 企画戦略委員会は10名以内をもって構成し、その委員はエコマーク事務局および次に掲げる学識者などのうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。

- (1)環境保全、環境教育、環境経済、グリーン購入などに関する学識者
- (2)関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 企画戦略委員会に、委員長をおく。

- 2 委員長は、企画戦略委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(企画戦略委員会の開催)

第5条 企画戦略委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 会議は、非公開とする。

(会議の定足数および議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(附則)

- 1 2010年 4月 1日制定施行
- 2 2013年 4月 1日改定施行(公益財団法人設立)

規 程

Ⅱ.基準審議委員会規程

基準審議委員会の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

(所掌事務)

第1条 基準審議委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)認定基準案に対する専門的見地からの精査、検証
- (2)認定基準書の軽微部分的な改定に対する専門的見地からの精査、検証
- (3)その他付随する事項

(構成および委員の委嘱)

第2条 基準審議委員会は10名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。

- (1)環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性などに関する学識者
- (2)関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 基準審議委員会に、委員長をおく。

- 2 委員長は、基準審議委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(基準審議委員会の開催)

第5条 基準審議委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

(会議の定足数および議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(附則)

- 1 2010年 4月 1日制定施行
- 2 2013年 4月 1日改定施行(公益財団法人設立)

規 程

Ⅲ.商品分野別基準策定委員会規程

商品分野別基準策定委員会（以下「基準策定委員会」という。）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところにより、認定基準を策定する商品分野ごとにその都度、設置する。

（所掌事務）

第1条 基準策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)認定基準案の作成
- (2)認定基準に関する技術的解釈

（構成および委員の委嘱）

第2条 基準策定委員会は3名以上をもって構成し、その委員は商品類型に関する供給者、消費者および中立機関の専門家や有識者のうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が基準策定委員会の運営に必要な人選を行って委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、当該エコマーク商品類型の認定基準が制定されるまでとする。

（委員長）

第4条 基準策定委員会に、委員長をおく。委員長は、原則として中立機関の専門家や有識者をもって充てる。

- 2 委員長は、基準策定委員会を統轄する。

（基準策定委員会の開催）

第5条 基準策定委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 会議は、概ね1～2ヶ月に1回の頻度で、全3～5回の開催を目安とする。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、あらかじめ委員長が認めた者を、オブザーバーとして出席させることができるものとする。オブザーバーは議決に参加することができない。

（会議の定足数および議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(附則)

- 1 2010年 4月 1日制定施行
- 2 2013年 4月 1日改定施行 (公益財団法人設立)

3. エコマーク商品認定審査に関するガイドラインおよび規程

2013年4月
公益財団法人日本環境協会

[本ガイドラインなどの目的]

本ガイドラインなどは、透明で公正な制度運営のため、エコマーク商品認定審査における各所掌事項について、そのガイドラインと手続き・規程を定めるものである。

全般に、ガイドライン等の内容は、これまでエコマーク事業において実施してきた手順に加え、ISO14024の要求事項を補足して、全体として文書化したものである。

このガイドラインおよび規程を改廃する場合は、審査委員会またはエコマーク事務局の発議に基づき、運営委員会において委員の過半数の同意を得て議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

目 次

ガイドライン

I. 商品認定審査手順書	・・・ 27
--------------	--------

規 程

I. 審査委員会規程	・・・ 29
------------	--------

ガイドライン

I. 商品認定審査手順書

エコマーク商品認定の申込みがあった場合は、エコマーク事務局（以下、事務局）は、審査委員会の審議に基づいて、図1に従って商品の審査・認定等の手続きを行うものとする。

1. 申込みの締め切りは毎月末日とする。ただし、土・日・祝日および年末等にあたるときは、当月の最終業務日とする。
2. 申込みに関する全ての書類を充足しているものについては、締め切り日以降の直近の審査委員会で審査する。
3. 申込みに関する書類に不備があるものについては、事務局から申込者へ書類不備を通知して対応を求め、書類が充足した段階で上記2の手続きを行う。なお、書類不備の通知日から6ヵ月以内に書類が充足しない場合は、申込みを却下する。
4. 上記2に先立って、申込商品に基準不達が判明した場合、申込者へ不達を通知して是正の機会を与える。なお、不達の通知日から6ヵ月以内には是正の意思表示がなく書類が充足しない場合は、申込みを却下する。
5. 審査委員会で審査する書類等については、審査委員会の1週間前に各委員宛に事前資料として送付する。
- ~~5.6.~~ 審査委員会において得られた審査結果（認定、不認定、保留）のうち、認定および不認定については、事務局より文書をもって申込者に回答通知する。不認定については全ての不適合の理由も文書に記載する。
- ~~6.7.~~ 認定となった申込みについては事務局が使用契約等の手続きを行う。
- ~~7.8.~~ 保留となった案件については必要に応じて追加調査等した後、再度、審査委員会において審議する。

※事務局職員のうち、商品認定審査の手続きに関わる者は、自らコンサルティングを提供した製品の評価およびレビューに2年間従事してはならない。

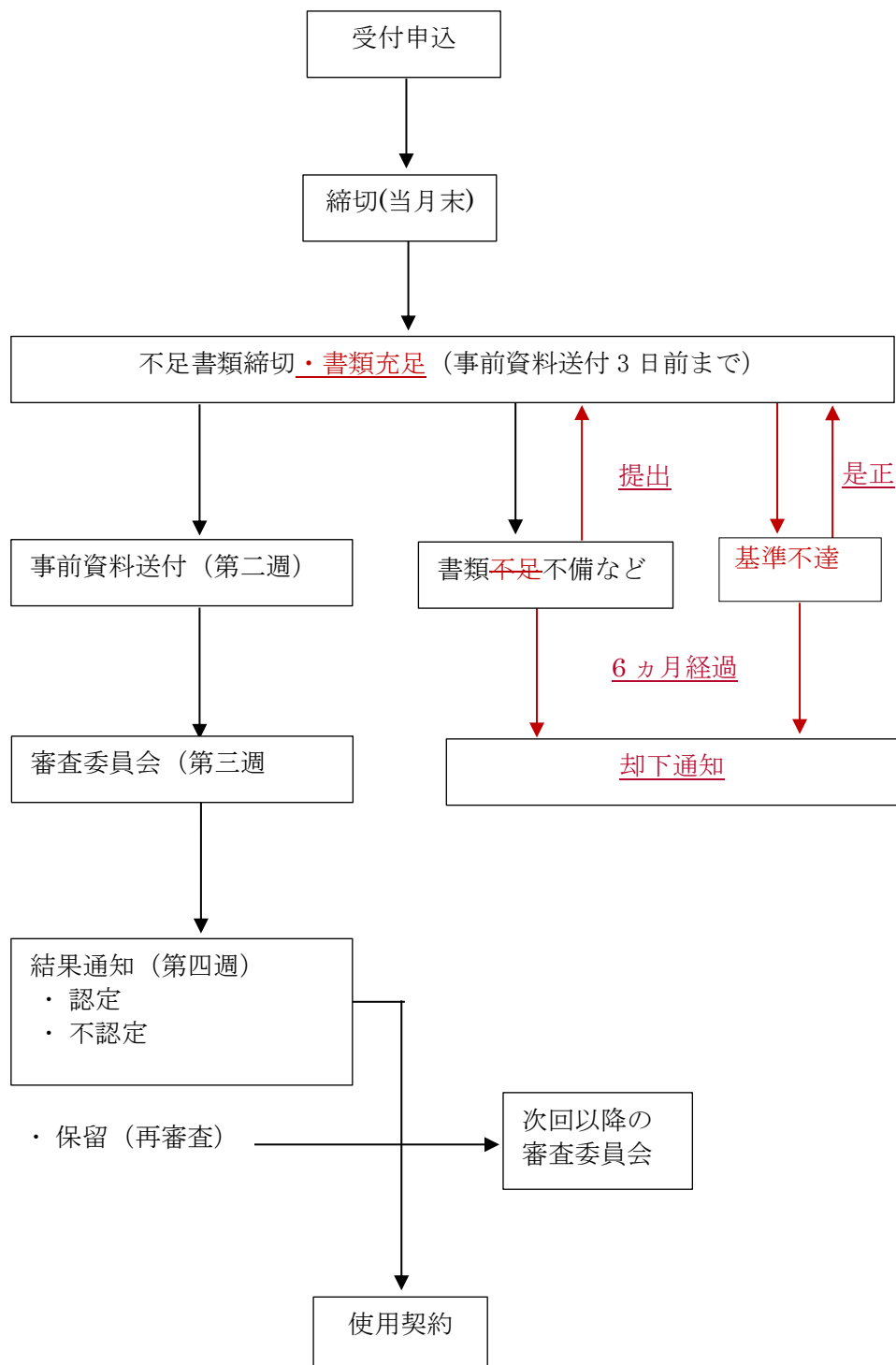


図1 申込受付から結果通知までのフロー図

規 程

I. 審査委員会規程

審査委員会の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

(所掌事務)

第1条 審査委員会は、エコマーク商品の認定に関する審査を所掌する。

(構成および委員の委嘱)

第2条 審査委員会は5名以上10名以内をもって構成し、その委員は環境負荷の評価、低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者のうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。

2 委員は、認定におけるコンサルティング（認証対象製品の設計等への関与）を提供した日から2年間は、当該製品の認定の決定に従事することができない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。~~再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。~~

(委員長)

第4条 委員の互選により、委員長をおく。

2 委員長は、審査委員会を統轄する。

3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(委員会の開催)

第5条 審査委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

2 審査委員会は、原則として月1回程度開催するものとする。

(会議の定足数および議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(附則)

- | | | | | |
|---|-------|-------|----|------|
| 1 | 1989年 | 2月 | 1日 | 制定施行 |
| 2 | 1994年 | 4月 | 1日 | 改定施行 |
| 3 | 1999年 | 8月23日 | | 改定施行 |
| 4 | 2000年 | 7月 | 1日 | 改定施行 |

5 2010年 4月 1日改定施行

6 2013年 4月 1日改定施行 (公益財団法人設立)

7 2022年 4月 1日改定施行

4. 委員会資料等の公開に関する取り決め

2013年4月
公益財団法人日本環境協会

運営委員会、企画戦略委員会、基準審議委員会、審査委員会および商品分野別基準策定委員会（以下「基準策定委員会」という。）に提出される委員会資料等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

1. 本取り決めの対象

取り決めの適用対象は各委員会の委員とする。

2. 資料取り扱いの区分

区分A：エコマークニュース、ホームページ等で積極的に公表するもの。および要求により資料を提供（公開）するもの。

区分B：委員会限りの扱いとするもの。（委員会限りの扱いとは、委員の所属団体への情報開示までを含む。所属団体とは、所属団体の委員会、会員など、所属団体名のもとに活動するすべての階層をさす。）

区分C：委員本人限りの扱いとするもの。（委員本人限りの扱いとは、委員本人への情報開示に限定することをいう。）

3. 委員会資料の取り扱い

運営委員会および基準審議委員会での委員会資料は原則として公開（区分A）とする。ただし、以下の①～③に該当する場合は、例外措置として区分Bおよび区分Cを考慮することとする。

①審議途中で公表すること等により公正な審議に支障を招く恐れがある場合

②関係者外に誤解を生じる恐れがある場合

③認定基準策定段階（公表手続き途上を含む）にある情報等

企画戦略委員会および審査委員会での委員会資料は原則として区分Cとする。

基準策定委員会での委員会資料は原則として区分Bとする。

資料の取り扱い例を別表に示すが、具体的な個々の資料の取り扱い区分の設定は、各委員会で承認を得るものとする。

4. 資料取り扱い区分の表記

運営委員会および基準審議委員会の配布資料のうち、第2項の区分BまたはCに属するものは、当該資料に以下の表記をするものとする。

区分Bの表記

委員会限り

区分Cの表記

委員限り

5. 複数の委員会に提出された資料の扱い

企画戦略委員会、審査委員会または基準策定委員会の審議後に運営委員会または基

準審議委員会に提出される資料については、原則として提出された時点での運営委員会または基準審議委員会の区分に従うこととする。一方、運営委員会、基準審議委員会または基準策定委員会で区分Aもしくは区分Bとされている資料については、企画戦略委員会または審査委員会に提出する時点で区分Cとすることはなく、無印（区分A）、区分Bもしくは区分Cを明記する。

6. 本取り決めの改廃

本取り決めは運営委員会において、委員の過半数以上の賛成によって改廃できるものとする。

(附則)

- 1 2001年 4月 1日制定施行
- 2 2010年 4月 1日改定施行
- 3 2013年 4月 1日改定施行（公益財団法人設立）

別表 資料の取り扱い区分の例

区 分	具 体 的 資 料 の 例
A	エコマーク事業予算・決算書、運営委員名簿、企画戦略委員名簿、基準審議委員名簿、運営委員会議事要旨、基準審議委員会議事要旨等
B	基準策定委員会配付資料（基準策定委員名簿を含む）等
C	企画戦略委員会配付資料、審査委員会配付資料（審査委員名簿を含む）等